

京都市告示第 573 号

京都市建築基準法施行細則第 19 条の 5 の規定により市長が別に定めるものは、平成 12 年 5 月 31 日建設省告示第 1436 号第 4 号ハに掲げるものとしてします。

平成 26 年 3 月 31 日

京都市長 門川 大作

附 則

この告示は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(都市計画局建築指導部建築審査課)